

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5 月31日

【会社名】 株式会社東京衡機

【英訳名】 TOKYO KOKI CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小塚 英一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市緑区三井315番地

【電話番号】 042 (780) 1650

【事務連絡者氏名】 取締役管理担当 伊集院 功

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N . E . S ビルN棟 5 階

【電話番号】 050 (3529) 6502

【事務連絡者氏名】 取締役管理担当 伊集院 功

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2024年5月30日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年5月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第118期計算書類承認の件

本件は、原案どおり、第118期計算書類が承認されるとともに、改めて決議事項として付議した第117期計算書類が承認されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり、当社定款について、「監査等委員会設置会社」への移行に係る監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等が承認可決されました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本件は、原案どおり小塚英一郎、伊集院功、鈴木妥の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案どおり渡辺樹一、松野絵里子、西谷敦、中野陽介の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、当社の企業価値の持続的向上に向けて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度を見直し、報酬の定めを月額から年額に変更するとともに、その報酬額を年額100百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）とすることが承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の報酬額について、年額36百万円以内とすることが承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 第118期計算書類承認の件	34,345	192	0		可決 99.42
第2号議案 定款一部変更の件	33,907	625	0	(注) 2	可決 98.15
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）3名 選任の件					
小塚 英一郎	33,759	778	0	(注) 3	可決 97.73
伊集院 功	33,764	773	0		可決 97.74
鈴木 妥	33,760	777	0		可決 97.73
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件					
渡辺 樹一	34,074	463	0	(注) 4	可決 98.64

松野 絵里子	34,078	459	0		可決	98.65
西谷 敦	34,078	459	0		可決	98.65
中野 陽介	34,074	463	0		可決	98.64
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	22,442	972	0	(注) 5	可決	95.82
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	21,683	582	0	(注) 6	可決	97.36

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の総数 71,252個
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 5. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 6. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。